

令和元年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月18日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月18日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		子ども 課長	舘林 久美	保険医療 課長	不破 生美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 ちづく推 進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝		
消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖	
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第54号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第55号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第56号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第57号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 蟹江町基金設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第52号 令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第53号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第9 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第10 議案第54号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 追加日程第11 議案第55号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 追加日程第12 議案第56号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第13 議案第57号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、令和元年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願います。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、発議第4号の意見書提出議案、総務民生常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

12月13日に開催いたしました議会運営委員会につきましてご報告をさせていただきます。

1番目といたしまして、意見書の審議結果についてであります。

採択することになった意見書といたしまして、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書であります。

2番目は、継続審議することになった意見書でございます。アといたしまして、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書、イ、福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現を求める意見書、ウ、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、エ、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書。以上4つの意見書につきましては継続審議となりました。

3番目は不採択することになった意見書であります。アからサまで11件ございますけれども、それぞれお目通しをお願いしたいと思います。

2番目ですが、令和2年の第1回3月の定例会の日程についてであります。

別紙をごらんいただきたいと思います。

会期予定表ですが、2月26日議会運営委員会といたします。3月4日開会、5日全員協議会、10日常任委員会、12日、13日代表質問、17日、18日予算審議、25日閉会、このような会期の予定となっております。

3番、その他ですが、1番追加議案につきまして、議会事務局長より、人事院勧告に伴う追加議案は4案件であるというご説明がありました。追加議案につきましては、さきにもご

報告させていただいているとおり、本日上程をされまして、これを精読、そして審議、採決という段取りになってまいります。

2番目ですが、3月の議会の議案の説明会の開催についてです。令和2年、来年の2月18日火曜日、午前9時より3階の協議会室で行う予定となっております。

以上、ご報告を申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 議案第54号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第2 議案第55号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 議案第56号「蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第4 議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第51号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題といたします。
本案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る12月9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第51号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、森林環境譲与税はどのように使うのか、山間部の市町村と連携する予定はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、蟹江町では直ちに使う予定はない。基金に積み立てておいて的確な事業に充てるという内容の答弁がありました。

次に、基金を積み立てる目的に、公共施設への木材利用があるがどのようなものが該当するのか、道路整備も含まれるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、道路整備の中で木材を利用するものとしては、工事看板などがあるという内容の答弁がありました。

次に、間伐材を使わないと何もできないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、用途の一つに木材利用の促進があるので、それに当てはめて事業をするときに使うよう基金を積み立てる。公共施設に係る事業で木材を使う施策において基金を利用するが、現在のところ具体的な計画はないという内容の答弁がありました。

次に、JR蟹江駅の整備に木材を使うと聞いたが、そこに使う予定はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、現在、森林環境譲与税を利用することは考えていないという内容の答弁がありました。

次に、樹木の植え替えには使えないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、樹木の植え替えには該当しないという内容の答弁がありました。

次に、森林環境譲与税の収入として130万円見込まれているが、森林環境税として町民が負担する課税額は幾らかという内容の質疑がありました。

これに対して、森林環境税として個人住民税の均等割で1人1,000円かかる。蟹江町では

2万数百人が均等割を払っているので、約2,000万円課税されるという内容の答弁がありました。

次に、森林環境税導入に先駆けての今年度の森林環境譲与税の財源をどのように考えているのか。採算が合わないのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、先行譲与の原資は地方交付税と関連の特別会計予算から捻出すると聞いている。地球温暖化防止に係る環境施策に対してどのようにやっていくかは、世界各国の大きな課題であると認識している。収入・支出等採算ベース以前の問題があるのではないかという内容の答弁がありました。

次に、都市部においては受益者負担のようなものであると考える。間違った用途で使われないよう、政府の対応はという内容の質疑がありました。

これに対して、森林環境譲与税には使い道を公表する制度がある。国が指定した事業以外に使うことができず、町としても住民に対して使途を出ささせていただくという内容の答弁がありました。

次に、譲与税は町と県にどのような割合で入るのかという内容の質疑がありました。

これに対し、最終的には町に9割、県に1割であるが、今年度は県への割合が2割になるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第51号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第52号「令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第53号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、当初初日に少し説明があったんですけども、11ページの委託料の電子計算管理費について、もう少し詳しく、外国人のために使うと聞いたんですけども、どのようなふうに使っていくのかももう少し詳しくお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございました委託料の関係ですけれども、こちらは町のほうで使っております国保のシステムの改修費に充てるものでございます。

外国人の方の関係という話ですけれども、外国人の技能実習生を受け入れる関係で、在留資格管理の適正化、それから令和2年度から開始がされますオンラインシステム化に伴う外国人資格連携のための自庁システムの改修となっております。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

山岸美登利さん、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 山岸美登利君

1番 山岸美登利でございます。

ご提案を申し上げます。

発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年12月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利。

賛成者、蟹江町議会議員、板倉浩幸、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、高阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭であります。

意見書の朗読をもって提案させていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け小学校専科指導の充実などのために、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子供たちや学校現場の負担となっているという声大きい。子供たち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられること

が憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上ご提案を申し上げます。よろしく願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務

調査及び審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第54号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、議案第55号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第56号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の4案件を、この際、日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第10 議案第54号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第54号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、反対討論を述べます。

この議案については、人事院勧告を受けて期末手当を年間5%引き上げる改正であります。我が党としては、議員報酬は低いほどいいという立場ではありません。議員に対する役務について明確にすることが求められ、こうしたこともせずに人事院勧告そのまま受け入れることは、町民からの批判も招きかねません。

住民の暮らしは2014年4月の消費税引き上げ以来、年間家計消費は1世帯当たり約25万円も減っております。その上、ことし10月からのさらなる消費税の引き上げであります。したがって、町民の賛同が得られない報酬を引き上げるべきではないと考えます。

以上、反対の理由であります。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、令和元年人事院勧告に準じて必要となる条例の改正でありますので、適正なものと考えますので、本案に賛成させていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第54号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第11 議案第55号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第12 議案第56号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第56号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」反対討論を述べます。

今回の議案については、特別職である町長などの給与の引き上げであります。世間から見ると、給与自体決して低いわけではなく、高額と言わざるを得ません。町民からはもらい過ぎとの批判もあります。理由としては、議案第54号と同じでありますので、以上反対といたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、令和元年人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であり、適正なものと考えるので本案に賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第56号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第13 議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前9時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

安 藤 洋 一

8 番 議 員

黒 川 勝 好

9 番 議 員

中 村 英 子